

最高裁経総第513号

(会い-06)

平成29年6月29日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所 長 殿

家庭裁判所 長 殿 (専任の所長の置かれている家庭裁判所)

最高裁判所事務総局経理局長 殿

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

用途廃止等の承認申請を必要としない場合について

(依命通達)

裁判所会計事務規程(平成29年最高裁判所規程第4号)第37条の規定に基づき、標記の場合について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

裁判所会計事務規程第37条に規定する最高裁判所長官への承認申請を必要としない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 1 1件の延べ面積が1万5,000平方メートル以下の建物を新築し若しくは増築しようとする場合又は最高裁判所において要求する特定国有財産整備計画により建物を取得しようとする場合
- 2 1件の延べ面積が600平方メートル以下の建物の所属替を受けようとする場合又は土地及び建物以外のものの所属替をしようとする場合
- 3 1件の延べ面積が600平方メートル以下の建物又は土地及び建物以外のものの用途を変更しようとする場合
- 4 1件の延べ面積が600平方メートル以下の建物を移築し、又は改築しようとする場合

する場合

- 5 1件の面積が2,000平方メートル以下の土地,1件の延べ面積が1,000平方メートル以下の建物若しくは土地及び建物以外のもので各区分ごとの見積価格が3,000万円以下のものを所管換を前提としないで他官庁の長に使用させようとする場合,最高裁判所長官の承認を受けて他官庁の長に使用させたものを期間経過後引き続き同一内容により他官庁の長に使用させようとする場合(最初の使用期間の初日から5年を経過した場合を除く。)
- 6 国以外の者に土地又は建物の使用許可をしようとする場合のうち次に掲げる場合
 - (1) 認定電気通信事業者若しくは電力会社に対し電柱若しくは電話ボックスを設置するため土地の使用許可をしようとする場合又はこれと同程度の小規模な土地について使用許可をしようとする場合(使用許可を更新又は変更しようとする場合を含む。)
 - (2) 自動販売機,自動複写機,食堂,売店,印紙売りさばき所又は公衆電話を設置するため建物の使用許可をしようとする場合(1件の延べ面積が150平方メートルを超える場合を除く。)(使用許可を更新又は変更しようとする場合を含む。)
 - (3) 最高裁判所長官の承認を受けて使用許可をした土地又は建物を期間経過後引き続き同一内容により使用許可をしようとする場合(算定方法の変更等に伴って使用料に変更が生じた場合において,引き続き同一の相手方,使用目的及び使用範囲により使用許可をしようとするときを含む。)(最初の使用期間の初日から5年を経過した場合を除く。)
 - (4) 最高裁判所長官の承認を受けて使用許可をした土地又は建物について面積を変更して使用許可をしようとする場合において,その変更面積が1平方メートル以下のとき
- 7 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第179条第2項の規

定により所管換を受けようとする場合又は1件の延べ面積が600平方メートル以下の建物若しくは土地及び建物以外のもので各区分ごとの見積価格が3,000万円以下のものの所管換を受けようとする場合

- 8 国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第5条第1項第1号又は第2号に該当するものの用途廃止をしようとする場合
- 9 工作物の取壊し又は庁舎若しくは宿舎の建替えのため旧施設の取壊し若しくは立木竹の伐採のために用途廃止をしようとする場合（別地に建て替える場合を除く。）
- 10 樹木が病害虫により枯死又は風水害若しくは地震等により喪失したため、用途廃止をしようとする場合
- 11 国有財産の種目を変更しようとする場合において、区分の変更を伴わないとき。
- 12 国有財産以外の土地、建物又は工作物を借り受けるため貸借契約を締結した場合において、その契約を同一内容により更新しようとするとき。

付 記

この通達は、平成29年7月1日から実施する。